

Weekly Report

第674号
令和4年11月21日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

年末に駆け込みでふるさと納税をする場合

実質2千円の負担で寄附した自治体の特産品を返礼品として受け取ることができる「ふるさと納税」は、年末に駆け込みで寄附を行う方が多くいます。

◆年末にふるさと納税をする場合の注意点等

ふるさと納税は、1～12月の1年間に控除上限額(年収や家族構成等で異なる)の範囲内で自治体に寄附を行った場合、寄附額のうち2千円を超える部分が所得税と住民税から全額控除される制度です。

ふるさと納税の申込みは、いつでも行うことができますが、令和4年分のふるさと納税として税金の控除を受けるには寄附金の支払いを年内に完了している必要があります。年内の受付を早めに締切る自治体もありますので、年内にふるさと納税を行う方は寄附先の期限を確認しましょう。

また、確定申告が不要な給与所得者等で、その年に寄附した自治体が5団体以内の方が確定申告を行わなくても控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用する場合は、寄附先の自治体に

申請書を提出している必要があり、申請書は寄附をした翌年1月10日(必着)が提出期限となります。

◆ワンストップ特例を適用できない場合

寄附先が6団体以上となった場合や申請書を期限内に提出できなかった場合は、ワンストップ特例の適用は受けられないため、確定申告を行い控除を受けます。また、医療費控除などを適用するため確定申告を行う場合、ワンストップ特例は無効となるため、全てのふるさと納税について申告が必要です。

なお、確定申告の際、自治体が発行する寄附金の受領書に代えて、ふるさと納税サイトが発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付できます。

補正予算による中小企業の資金繰り支援

今年度第2次補正予算による中小企業の資金繰り支援では、新型コロナ対策として実施された民間金融機関の実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)等の返済負担を軽減するため、新たな借換保証制度が創設される予定です。

これは民間ゼロゼロ融資からの借換需要に加え、他の保証付融資からの借換などにも対応するため、100%保証は100%保証で借換えできる保証制度で、金融機関の持続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む事業者の保証料を一部補助します(保証上限1億円、保証料0.2%等)

この他、創業時に課題となる経営者保証を不要とする信用保証制度を創設する予定です。

国税のスマホアプリ納税を利用する場合は

来月1日から国税の「スマホアプリ納付」が利用開始となります。これは、「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する手続です。

事前手続は不要ですが、利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です(一度の納付での利用上限金額は30万円)。

なお、専用サイトへのアクセスは来月1日から可能となりますが、フィッシング詐欺対策のため国税庁HP等からアクセスするようにします。